



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省  
秋田労働局

**Press Release**

報道関係 各位

平成 30 年 12 月 25 日

【照会先】

秋田労働局職業安定部職業対策課

課 長 畠山 徹

地方障害者雇用担当官 福田 英一

電話番号 018-883-0010

秋田県の機関、市町村の機関、秋田県の教育委員会及び地方独立  
行政法人等における平成 30 年 6 月 1 日現在の障害者の任免状況等  
の集計結果について

## I. 概要

(秋田県の機関、市町村の機関、秋田県の教育委員会)

- 秋田県の機関、市町村の機関、秋田県の教育委員会は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 40 条に基づき、毎年、障害者である職員の任免に関する状況を、障害者任免状況通報書により厚生労働大臣に対して通報しなければならないこととされています。
- この通報に基づいて集計された、平成 30 年 6 月 1 日現在の障害者である職員の任免に関する状況については、この度、秋田県の機関、市町村の機関、秋田県の教育委員会において、各機関から通報されたことから、これを公表します。

(地方独立行政法人等)

- 地方独立行政法人等は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 43 条に基づき、毎年、障害者である労働者の雇用に関する状況を、障害者雇用状況報告書により厚生労働大臣に対して報告しなければならないこととされています。
- この報告に基づいて集計された、平成 30 年 6 月 1 日現在の障害者の雇用の状況についても、地方独立行政法人等において、各法人の数値が報告されたことから、これを公表します。

## II. 主なポイント

- 障害者雇用数が法定雇用数に達していない機関は 23 機関です。  
なお、前年の達成機関から未達成機関となった機関は 13 機関です。  
詳細についてはⅢ. 総括表及びⅣ. 個別表を参照ください。

\* 公的機関に対する障害者雇用率達成指導については参考 3 を参照ください。

### Ⅲ. 総括表

○ 秋田県の地方公共団体及び地方独立行政法人等より通報された数値に基づく集計結果は以下のとおりです。

#### 平成 30 年 6 月 1 日時点 地方公共団体及び地方独立行政法人等の集計値

#### 1 地方公共団体における在職状況

##### (1) 秋田県の機関(法定雇用率 2.5%)

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤達成割合	⑥不足数
秋田県知事部局	3,582.5 人	88.0 人	2.46 %	0 / 1	0.0%	1.0 人
秋田県警察本部	377.0 人	4.0 人	1.06 %	0 / 1	0.0%	5.0 人
秋田県公営企業	107.0 人	2.0 人	1.87 %	1 / 1	0.0%	0.0 人

##### (2) 秋田県の教育委員会(法定雇用率 2.4%)

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤達成割合	⑥不足数
秋田県教育委員会	6,966.0 人	147.0 人	2.11 %	0 / 1	0.0%	20.0 人

##### (3) 市町村の機関(法定雇用率 2.5%)

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤達成割合	⑥不足数
市町村の機関(*1)	12,989.5 人	271.0 人	2.09 %	27 / 44	61.4%	53.0 人

(\*1) 市町村の機関は上記(2)の市町村教育委員会以外の市町村教育委員会を含む。

#### 2 地方独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率 2.5%)

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤達成割合	⑥不足数
独立行政法人等(*3)	1,676.0 人	40.0 人	2.39 %	0 / 1	0.0%	1.0 人
地方独立行政法人等(*3)	1,679.5 人	39.0 人	2.32 %	4 / 6	66.7%	3.0 人

(\*3)「独立行政法人等」は障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第8号までの法人を、「地方独立行政法人等」は同令別表第2の第9号から第10号までの法人を指す。

注 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。

また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者、短時間職員である精神障害者(平成27年6月2日以降に採用された者または平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者)については1人を1人としてカウントしている。

さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間職員については法律上、1人を 0.5 人に相当するものとして 0.5 カウントとしている。

#### IV. 個別表

○ 秋田県・県内各市町村及び各地方独立行政法人等より通報されて数値は以下のとおりです。

1 秋田県から通報された数値は以下のとおりです。

・平成30年6月1日時点 秋田県の機関の状況（法定雇用率2.5%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
秋田県知事部局	3,582.5	88.0	2.46	1.0	30.10.31解消

2 その他の秋田県の機関から通報された数値は以下のとおりです。

・平成30年6月1日時点 その他の秋田県の機関の状況（法定雇用率2.5%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
秋田県警察本部	377.0	4.0	1.06	5.0	
秋田県公営企業	107.0	2.0	1.87	0.0	

3 秋田県教育委員会から通報された数値は以下のとおりです。

・平成30年6月1日時点 秋田県教育委員会の状況（法定雇用率2.4%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
秋田県教育委員会	6,966.0	147.0	2.11	20.0	

4 秋田県内市町村(※)から通報された数値は以下のとおりです。

(※)市町村の機関は下記5の市町村教育委員会以外の市町村教育委員会を含む。

・平成30年6月1日時点 秋田県内市町村の状況（法定雇用率2.5%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
秋田市	2,461.0	31.5	1.28	29.5	特例認定
能代市	537.0	15.5	2.89	0.0	
横手市	1,223.5	27.0	2.21	3.0	
大館市	1,105.0	24.5	2.22	2.5	特例認定
男鹿市	242.0	4.0	1.65	2.0	
湯沢市	678.5	18.0	2.65	0.0	特例認定
鹿角市	272.0	8.0	2.94	0.0	
由利本荘市	740.0	17.0	2.30	1.0	30.12.1解消
潟上市	286.5	8.5	2.97	0.0	特例認定
大仙市	893.0	22.0	2.46	0.0	特例認定
北秋田市	359.5	7.0	1.95	1.0	
にかほ市	208.0	3.0	1.44	2.0	
仙北市	515.0	15.0	2.91	0.0	特例認定
小坂町	79.5	1.0	1.26	0.0	
上小阿仁村	55.0	0.0	0.00	1.0	
藤里町	65.0	1.5	2.31	0.0	
三種町	223.0	5.0	2.24	0.0	
八峰町	66.5	0.0	0.00	1.0	
五城目町	105.0	3.0	2.86	0.0	
八郎潟町	59.5	0.0	0.00	1.0	
井川町	86.0	2.0	2.33	0.0	
美郷町	313.5	8.0	2.55	0.0	特例認定
羽後町	141.0	4.0	2.84	0.0	
東成瀬村	61.5	1.0	1.63	0.0	
大湯村	60.0	0.0	0.00	1.0	
能代市教育委員会	91.0	2.0	2.20	0.0	
横手市教育委員会	173.0	5.0	2.89	0.0	

男鹿市教育委員会	87.0	2.0	2.30	0.0	
鹿角市教育委員会	77.0	1.0	1.30	0.0	
由利本荘市教育委員会	163.0	3.0	1.84	1.0	
北秋田市教育委員会	125.0	2.0	1.60	1.0	
にかほ市教育委員会	141.0	0.0	0.00	3.0	
大湯村教育委員会	58.0	0.0	0.00	1.0	
市立扇田病院	68.5	2.0	2.92	0.0	
男鹿みなと市民病院	106.5	1.0	0.94	1.0	
男鹿市企業局	52.5	1.0	1.90	0.0	
市立角館総合病院	194.0	4.0	2.06	0.0	
市立田沢湖病院	54.5	2.0	3.67	0.0	
市立横手病院	298.5	7.0	2.35	0.0	
市立大森病院	147.5	3.5	2.37	0.0	
羽後町立羽後病院	123.5	2.0	1.62	1.0	30.6.18解消
本荘由利広域市町村圏組合	59.5	2.0	3.36	0.0	
大曲仙北広域市町村圏組合	50.0	3.0	6.00	0.0	
大仙美郷介護福祉組合	83.0	2.0	2.41	0.0	

## 5 地方独立行政法人等から報告された数値は以下のとおりです。

### ・平成30年6月1日時点 地方独立行政法人の状況（法定雇用率2.5%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
公立大学法人 秋田県立大学	301.0	8.0	2.66	0.0	
公立大学法人 国際教養大学	91.0	0.0	0.00	2.0	
公立大学法人 秋田公立美術大学	82.0	2.0	2.44	0.0	
地方独立行政法人 秋田県立病院機構	534.0	13.0	2.43	0.0	
地方独立行政法人 秋田県立療育機構	118.5	1.0	0.84	1.0	
地方独立行政法人 市立秋田総合病院	553.0	15.0	2.71	0.0	

## 【参考】独立行政法人から報告された数値は以下のとおりです。

### ・平成30年6月1日時点 独立行政法人の状況（法定雇用率2.5%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
国立大学法人 秋田大学	1,676.0	40.0	2.39	1.0	30.7.1解消

### 【各表に関する注記】

注 1 各表（「地方独立行政法人等」の表を除く。）における①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。
2 「地方独立行政法人等」の表における、①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。
3 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。 また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者、短時間職員である精神障害者（平成27年6月2日以降に採用された者または平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者）については1人を1カウントとしている。 さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
4 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。 したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
5 「備考」欄の「特例認定」とは、市町村長部局と当該市町村のその他機関の申請に基づき、秋田労働局長に認定を受けた場合に、当該市町村のその他機関に勤務する職員を当該市町村部局に勤務する職員とみなすものである。 ①秋田市は、秋田市教育委員会・秋田市上下水道局との特例認定を受けている。 ②潟上市は、潟上市教育委員会との特例認定を受けている。 ③大館市は、大館市教育委員会・大館市立総合病院との特例認定を受けている。 ④大仙市は、大仙市教育委員会・市立大曲病院との特例認定を受けている。 ⑤美郷町は、美郷町教育委員会との特例認定を受けている。 ⑥仙北市は、仙北市教育委員会との特例認定を受けている。 ⑦湯沢市は、湯沢市教育委員会との特例認定を受けている。

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である（なお、平成30年3月まで、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- 民間企業 ……
  - 一般の民間企業 …………… 2. 2% [2. 0%]  
(45.5人 [50人] 以上規模の企業)
  - 特殊法人等 …………… 2. 5% [2. 3%]  
〔労働者数40人 [43.5人] 以上規模の特殊法人、  
独立行政法人、国立大学法人等〕
- 国、地方公共団体 …………… 2. 5% [2. 3%]  
(40人 [43.5人] 以上規模の機関)
- 都道府県等の教育委員会 …………… 2. 4% [2. 2%]  
(42人 [45.5] 以上規模の機関)

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

※〔 〕内は、平成30年3月までの値である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ ただし、精神障害者である短時間勤務職員であって、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントされる。

①平成27年6月2日以降に採用された者であること

②平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得してものであること

(制度の概要)

- 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「法」という。）は、国や地方公共団体、独立行政法人等、民間企業に対して、従業員の法定雇用率以上の障害者の雇用を義務付けています。

※法定雇用率

- 国、地方公共団体 2.5%（平成 30 年 4 月から。平成 29 年 6 月 1 日時点は 2.3%）
- 都道府県等教育委員会 2.4%（平成 30 年 4 月から。平成 29 年 6 月 1 日時点は 2.2%）
- 独立行政法人等 2.5%（平成 30 年 4 月から。平成 29 年 6 月 1 日時点は 2.3%）
- 民間企業 2.2%（平成 30 年 4 月から。平成 29 年 6 月 1 日時点は 2.0%）

- 地方公共団体の機関は、法第 40 条に基づき、毎年、障害者である職員の任免に関する状況を、厚生労働大臣（市町村にあっては都道府県労働局長）に通報しなければならないこととされており、同法施行令第 8 条に基づき、毎年 6 月 1 日現在の状況を通報することとされています。  
また、独立行政法人等は、法第 43 条第 7 項に基づき、毎年、障害者である労働者の雇用に関する状況を、公共職業安定所長に報告しなければならないこととされており、同法施行規則第 8 条に基づき、毎年 6 月 1 日現在の状況を報告することとされています。

(制度の対象となる障害者の範囲)

- 障害者雇用義務制度の対象となる障害者は、法第 37 条第 2 項において、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているものに限る）とされています。
- 身体障害者については、法第 2 条第 2 号において、「身体障害がある者であつて別表に掲げる障害があるものをいう。」とされています。

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）（抄）

別表 障害の範囲（第二条、第四十八条関係）

一 次に掲げる視覚障害で永続するもの

- イ 両眼の視力（万国式視力表によつて測つたものをいい、屈折異状がある者については、矯正視力について測つたものをいう。以下同じ。）がそれぞれ〇・一以下のもの
- ロ 一眼の視力が〇・〇二以下、他眼の視力が〇・六以下のもの
- ハ 両眼の視野がそれぞれ一〇度以内のもの
- ニ 両眼による視野の二分の一以上が欠けているもの

二 次に掲げる聴覚又は平衡機能の障害で永続するもの

- イ 両耳の聴力レベルがそれぞれ七〇デシベル以上のもの
- ロ 一耳の聴力レベルが九〇デシベル以上、他耳の聴力レベルが五〇デシベル以上のもの
- ハ 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が五〇パーセント以下のもの
- ニ 平衡機能の著しい障害

三 次に掲げる音声機能、言語機能又はそしやく機能の障害

- イ 音声機能、言語機能又はそしやく機能の喪失
- ロ 音声機能、言語機能又はそしやく機能の著しい障害で、永続するもの

四 次に掲げる肢体不自由

- イ 一上肢、一下肢又は体幹の機能の著しい障害で永続するもの
- ロ 一上肢のおや指を指骨間関節以上で欠くもの又はひとさし指を含めて一上肢の二指以上をそれぞれ第一指骨間関節以上で欠くもの
- ハ 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの
- ニ 一上肢のおや指の機能の著しい障害又はひとさし指を含めて一上肢の三指以上の機能の著しい障害で、永続するもの
- ホ 両下肢のすべての指を欠くもの
- ヘ イからホまでに掲げるもののほか、その程度がイからホまでに掲げる障害の程度以上であると認められる障害

五 心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害その他政令で定める障害（注：政令第 27 条により、ぼうこう又は直腸の機能の障害、小腸の機能の障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害、肝臓の機能の障害が該当するものとされている）で、永続し、かつ、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるもの

- 身体障害者について、「別表に掲げる障害があるもの」であることの確認は、身体障害者手帳によることが原則となりますが、身体障害者手帳を所持しない者について、当分の間、身体障害者福祉法による指定医や産業医による診断書・意見書によることも差し支えないものとしています。
- 知的障害者については、法第 2 条第 4 号において、「知的障害がある者であつて厚生労働省令で定めるものをいう。」とされています。法施行規則（昭和 51 年労働省令第 38 号。以下「施行規則」という。）第 1 条の 2 において、「法第 2 条第 4 号の厚生労働省令で定める知的障

害がある者（以下「知的障害者」という。）は、児童相談所、知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 9 条第 6 項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号。以下「精神保健福祉法」という。）第 6 条第 1 項に規定する精神保健福祉センター、精神保健指定医又は法第 19 条の障害者職業センター（次条において「知的障害者判定機関」という。）により知的障害があると判定された者とする。」とされています。

- 精神障害者については、法第 37 条第 2 項において、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限るとされています。

（障害者の範囲の通知）

- これらの取扱いについては、障害者雇用義務制度の創設に伴って昭和 51 年 10 月 1 日付けで労働省職業安定局長から各都道府県知事あて発出した「改正身体障害者雇用促進法の施行について」に記載されています。

「改正身体障害者雇用促進法の施行について」

（昭和 51 年 10 月 1 日 労働省職業安定局長から各都道府県知事あて）＜抄＞

第 2 身体障害者及び重度障害者の範囲

3 身体障害者であることの確認

身体障害者であることの確認は、原則として身体障害者手帳によって行うものとするが、身体障害者手帳を所持しない者については、次の(1)及び(2)による医師の診断書によって確認するものとする（別添の「参考身体障害者程度等級表判定基準」を参照のこと）。（略）

(1) 身体障害者福祉法第 15 条の規定により都道府県知事の定める医師（以下「福祉法 15 条指定医」という。なお、身体障害者手帳の交付を受けようとするときは、この医師の診断書を添えて都道府県知事に申請しなければならないこととされている。）又は労働安全衛生法第 13 条に規定する産業医により法別表に掲げる身体障害を有するとの診断書（ただし、心臓、じん臓又は呼吸器の障害については、当分の間、福祉法第 15 条指定医によるものに限る。）を受けること。

(2) (1)の診断書は、障害の種類及び程度並びに法別表に掲げる障害に該当する旨を記載したものとすること。

- また、平成 17 年に策定された「プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドライン」においては、障害者雇用義務制度及び障害者雇用納付金制度の対象となる障害者の範囲について、身体障害者、知的障害者及び精神障害者であって、障害者手帳等によって確認することとされている旨を明記するとともに、「身体障害者については、当分の間、都道府県知事の定める医師若しくは産業医による障害者雇用促進法別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書（ただし、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害については、当分の間、指定医によるものに限る。）によって確認を行うことも認められています。」との注記をしています。

同ガイドラインは、同年 11 月 4 日に、厚生労働省職業安定局長から「国の機関 人事担当者責任者」（官房長等）あてに通知されています。

「プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドライン」（抄）

3. 制度の対象となる障害者の範囲

(1) 制度の対象となる障害者の範囲

① 障害者手帳等による確認

障害者雇用義務制度及び障害者雇用納付金制度の対象となる障害者の範囲は、身体障害者、知的障害者、及び精神障害者であって、以下の障害者手帳等によって確認することとされています。

- 身体障害者については、身体障害者手帳
- 知的障害者については、(イ)都道府県知事又は政令指定都市市長が交付する療育手帳（自治体によっては別の名称を用いる場合があります。例えば東京都においては愛の手帳。）又は(ロ)児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは障害者職業センターによる判定書
- 精神障害者については、精神障害者保健福祉手帳（平成18年4月以降）

（略）

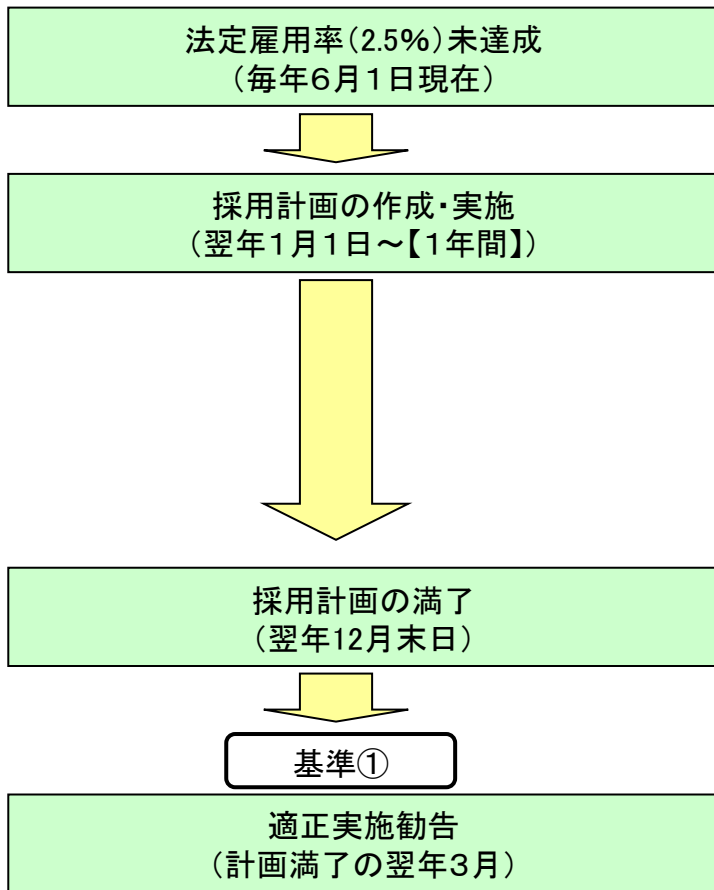
身体障害者については、当分の間、都道府県知事の定める医師若しくは産業医による障害者雇用促進法別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書（ただし、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害については、当分の間、指定医によるものに限る。）によって確認を行うことも認められています。



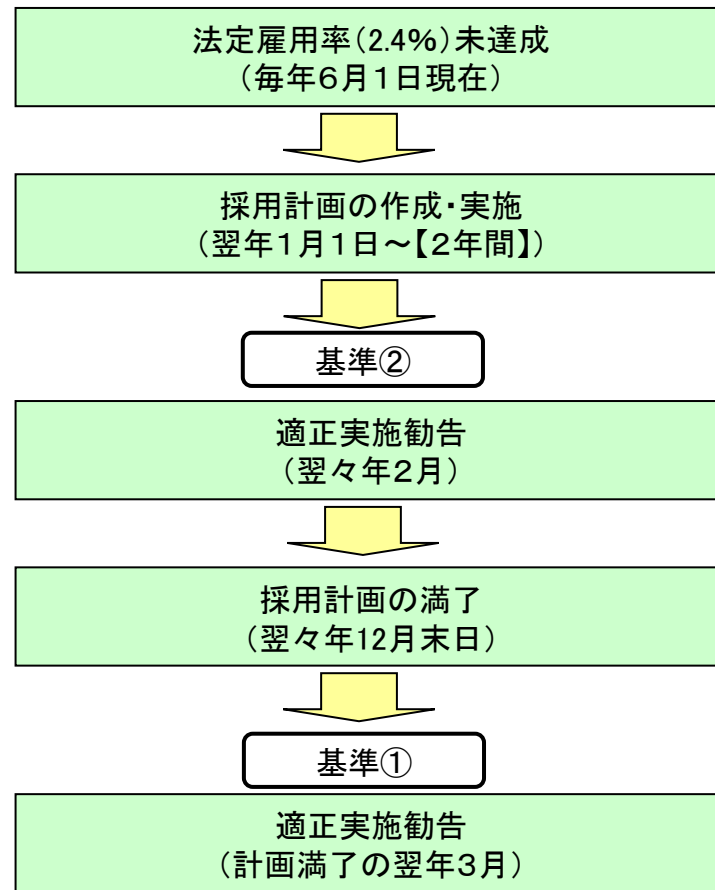
# 公的機関に対する障害者雇用率達成指導の流れ

参考3

## <法定雇用率2.5%の公的機関>



## <法定雇用率2.4%が適用される教育委員会>



(基準①) 次のいずれか。

- ① 計画終期の実施率50%未満の場合
- ② 計画終期の実雇用率が始期前年の6月1日を上回っていない場合

(基準②) 次のいずれか。

- ① 計画始期の年の12月1日の実施率50%未満の場合
- ② 計画始期の年の12月1日の実雇用率が前年の6月1日を上回っていない場合